



広 報

2009
1/10

No.533

あ い づ ば ん げ

迎春





会津坂下町長 竹内 昶俊

『明日の大きな夢の 実現のために』

明けましておめでとうございます。町民の皆様のお多幸を心より御祈り申し上げます。

今、町は、「町民が、夢と希望と愛着が持てるまち」の実現を目指して、ひとつひとつの事業を着実に、そして慎重に進めていかなければならない、大変重要な時期にあると考えております。平成二十一年の年頭に当たり町民の皆様、今後の町を目指す方向、さらには、今年の重点事業等についてご説明申し上げ、ご理解をいただき、ご協力をお願いしたいと思います。

我が国の経済は、国際金融市場の混乱と、資源・食料価格の歴史的な高止まりに直面し、その行き先は不透明な時

期に入っており、景気についても後退局面が長期化・深刻化する恐れが出てきております。

このような影響から、様々な分野で閉塞状態が生じてきており、国民は自己実現による幸せを実感できないでいます。自らの意志を自ら決定し、自ら実現できてこそ充実感を感ずることができるとは思います。今こそ、住民の身近なところで、住民の意志に沿って政策が決定できような仕組みを築いていかなければならないと思います。

また、町は様々な面で自立を目指していくことが、大事であると思います。そのためには、町民が再び自信を取り戻さなければなりません。この町で暮らしを続けてきた祖

先の営みの中から、私たちにとって本当に大切なものを、もう一度見つけ出していただくことが重要だと思います。「子供」、「自然」、「歴史」、「風土」を町の大切な財産として、さらにその魅力を高め「未来の子供たち」に引き継いでいかなければなりません。

それでは、今年の重点事業につきましてご説明します。昨年の四月に小学校の第一次統合がスタートいたしました。子供たちは、素晴らしい教育環境の下で、新たな気持ちで学習を始めております。今年も昨年を引き続き、「将来の町を担う子供たちの育成」を最重点施策と位置づけ、「教育の充実」を目指して積極的な事業展開を図って参りたいと考えております。

「教育の充実」の主な内容につきましては、町の教育基本理念であります「生きる喜びを育む教育」を推進することにより、子供たちに他人へ



新年のご挨拶

の思いやりの心を育てて参りたいと思います。

さらに、町内に数多く点在する史跡や文化財を子供たちが自分たちの大切な財産として誇りに持てるような文化財から学ぶ教育も併せて進めて参ります。

その他の重点事業としましては、未来を担う子供たちを町全体で育てていく取り組みとして、これまで小学六年生まで無料でありました医療費について、本年は補助対象年齢の引き上げを検討して参りたいと考えております。将来的には、妊娠時から義務教育期まで、子供の成長に合わせ、支援していく体制づくり（窓口の一元化）を目指して参ります。

また、町民の皆さんが快適で豊かな生活を実感できる環境整備事業として、公共下水道事業（中央処理区）や農業集落排水事業（長井処理区）を進めて参ります。また、住

宅マスタープランに基づく中岩田南団地八号棟（三階建十八戸、集会所）の建設にも着手して参ります。

さらに、現在の第四次会津坂下町振興計画が平成二十二年度で目標年次を迎えますので、今年度は新たな第五次振興計画の策定に着手して参りたいと考えております。

現在、我が町を始めとする地方の市町村は、住民の生活環境や意識の多様化から地域社会への帰属意識や連帯感が希薄になりつつあります。さらに、人口減少や少子高齢化社会を迎え、住民自治の最も基礎となるべき地域コミュニティの脆弱化が危惧されております。

このため地域における様々な自治機能、さらには自らで参ることは自ら行う「自助」、町民同士が助け合う「共助」、公的な支援を受ける「公助」のそれぞれ仕組みをもう一度組み立てなおし、町から地

域コミュニティへ権限と財源を移譲し、さらに、人的な支援体制を構築していく必要があると考えております。

今後、第五次振興計画の策定作業の中で、このような内容について、さらに検討を加えまして、元気で持続可能な自立した地域コミュニティを育成して参りたいと思います。

このような事業を通して、今年一年間、町民の皆様とともに汗をかき、知恵を出し合いながら、「明日の大きな夢の実現のために」、さらに努力を重ねて参りたいと考えておりますので、更なる御支援と御協力をお願いいたします。

今年が、町民の皆様にとりまして明るい年となりますよう心より祈念申し上げ、新年の御挨拶といたします。

平成21年 申告相談日程表

【受付時間】 午前の部 午前8時30分～11時30分
 午後の部 午後1時～4時

★割当日に申告ができない方のために、3月13日（金）～16日（月）に申告を受け付けます。
 （混雑が予想されますので、あらかじめご了承ください。）

月	日	曜日	申告相談会場	午前の部	午後の部
2	12	木	八幡公民館	塔寺	塔寺
	13	金	八幡公民館	気多宮・大沢・平井	塔寺二区・和泉・朝立
	14	土		申 告 休 み	
	15	日		申 告 休 み	
	16	月	高寺公民館	片門・洲走	窪倉・舟渡
	17	火	高寺公民館	窪・赤城新田・杉山	天屋・本名
	18	水	川西公民館	見明・津尻	宇内
	19	木	川西公民館	長井	大上・袋原
	20	金	広瀬公民館	五香・御池田・下政所	青木・三谷
	21	土		申 告 休 み	
	22	日		申 告 休 み	
	23	月	広瀬公民館	沼越・立川・西青津	青津
	24	火	若宮公民館	牛沢	牛沢・蛭川
	25	水	若宮公民館	勝方・大村	水島・矢ノ目・上金沢
26	木	若宮公民館	碓波・大江・沖	金沢・上新田・中新田	
27	金	金上公民館	福原・村田・村田新田	金上・樋口分・海老沢	
28	土		申 告 休 み		
3	1	日		申 告 休 み	
	2	月	金上公民館	種形・東原・新開津・中間津	太田谷地・細工名・新村・上開津
	3	火	中央公民館	緑町・杉・船窪	中政所・和泉川原
	4	水	中央公民館	諏訪町	羽林・中村・原
	5	木	中央公民館	上町・小原	八日沢・新郷
	6	金	中央公民館	古坂下	古坂下
	7	土		申 告 休 み	
	8	日		申 告 休 み	
	9	月	中央公民館	桜木町	新栄町
	10	火	中央公民館	新富町	茶屋町
	11	水	中央公民館	新町	新町
	12	木	中央公民館	本町・鉄砲町	柳町
	13	金	中央公民館	橋本・仲町	予備日
	14	土	中央公民館	予備日（八幡・高寺地区）	予備日（川西・若宮地区）
	15	日	中央公民館	予備日（広瀬・金上地区）	予備日（坂下地区）
	16	月	中央公民館	予備日	予備日

※申告期間中は役場での受け付けはしませんので、必ず申告会場へお越しください。

平成21年 町県民税・所得税申告相談が始まります

申告期限は3月16日（月）まで

申告に必要な書類の準備はもうお済みですか？

申告の相談が2月12日から各地区公民館等で始まります。

この申告は、昨年1年間の収入を申告していただくもので、所得税額を確定させることはもちろんですが、町県民税や国民健康保険税などの課税の基礎となる大切なものです。忘れずに申告をしてください。

申告が必要な人

- 今年の1月1日現在、町内に住所があり昨年中に収入があった人
- 農業・営業・その他の事業を営む人
- 給与所得者で年末調整をしていない人（途中退社・パート等を含む）、収入金額が2万円を超える人、年末調整はしたが給与以外に収入がある人（農業や不動産収入等）
- 課税所得（土地等を売った人）、一時所得（保険の満期返戻金等）、預貯金の利子、株式等の利益配当のあった人（源泉分離課税を選択しなかった場合）
- 給与、年金、配当等の源泉徴収税額の還付を受ける人

申告の必要がない人

- 今年の1月1日現在、町内に住所のなかった人（1月1日の住所での申告となります）
- 昨年中に収入の無かった人
ただし、所得がなかった場合でも国民健康保険税や児童手当、保育料額の資料となったり所得証明書を発行する場合には申告が必要です。該当する方は、収入がないという申告をお願いします。
- 給与収入だけで年末調整が済んだ人
- 65歳未満で年間の年金受給額が70万円以下・65歳以上で120万円以下の人
- 税務署より青色申告書が送付された人（税務署で申告してください）

申告時に持参するもの

- 源泉徴収票（コピー不可）
- 通帳用印鑑及び通帳（口座番号が確認できるもので結構です）
- 税務署より送付された申告書、収支計算書（事前に記入願います）
- 農業関係控除用の領収書及び各種保険料控除用の支払証明書
- 公的年金の領収書又は支払額が確認できるもの
- 医療費等控除用の領収書（医療費控除をする方のみ）
- 介護保険の要介護認定（要介護1～5）を受けている方で「障がい者控除対象者認定書」の交付を受けた方は認定書（障がい者控除の対象になります）

所得税の納付・還付

所得税の納付・還付には口座振替をお勧めします。申告者名義の通帳（銀行・農協・信用金庫・信用組合等）、通帳用印鑑を忘れずにご持参ください。

*** 還付申告には源泉徴収票が必要です。（コピー不可）**

- ▼問い合わせ先 税務管理班（役場1階右側） ℓ84-1502
会津若松税務署 ℓ27-4311

農家のみなさんへ・・・
申告相談には、収入金額がわかる書類を持参ください！

原則としてすべての農家に収支計算による申告が義務付けられました。簡易計算での算出はできなくなりましたので、収入金については把握しておいてください。（平成20年からは簡易計算法が廃止になりました）申告の際には、収入がわかる書類を必ず持参ください。

【例えば-】

- 農協が1月中旬に発行する出荷証明書（申請が必要です）
- 農業に関する収支がわかる通帳など

会津若松税務署より

確定申告作成会場について

所得税（課税所得を含む）及び消費税、贈与税の申告書作成や所得税の還付申告書作成を行うための申告書作成会場を開設します。

▼開設期間

平成21年2月2日（月）～3月16日（月）

▼開設時間

午前9時～午後4時

（土曜、日曜、祝日は除く）

▼開設場所

会津ロイヤルプラザ2階

（野口英世青春通り）

▼問い合わせ先

会津若松税務署 ℓ27-4311

☆注意喚起☆

- ・今年は会場が去年までと違います。お間違いの無いようお願いいたします。
- ・会場には駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。
- ・税務署内には、申告書を作成する会場はありません。

平成21年2月22日（日）及び
3月1日（日）は、福島税務署でも
確定申告を受け付けます！

上記の会津若松税務署開庁日は、福島税務署で申告受付などができます。

- ▼所在地 福島市森合町16番6号
ℓ024-534-3121

※案内図・交通機関などはホームページをご覧ください。

<http://www.nta.go.jp/sendai/guide/zeimusho/fukushima/fukushima/>

国民健康保険税や長寿医療保険料を年金からお支払いの方へ 来年度から、「年金から」と「口座振替」 を選択できるようになります

現在、年金から国民健康保険税や長寿医療保険料を支払っている方は、保険年金班の窓口で手続きをすると、来年度から口座振替で支払うことができます。

平成21年1月30日までに手続きをすると、平成21年4月の年金支給分から支払い方法が変更され、口座振替で支払うことができます。(国民健康保険税は7月から、長寿医療保険料は8月から)

この変更により保険料の総額が変わることはありません。

なお、引き続き年金からの支払いを希望される方は、手続きの必要はありません。

〈注意点〉

- 期限を過ぎて手続きをされた場合は、6月以降の年金支給分から変更になります。
- 手続きには、口座振替依頼書(本人控)の提出が必要です。必ず事前に金融機関で手続きをして、口座振替依頼書(本人控)をご持参ください。
- 納付の状況等により口座振替への変更をお断りする場合があります。

こんなときにも国保の給付が受けられます

以下のような場合にも、国保の窓口申請すると支給が受けられます。

■出産したとき(出産育児一時金の支給)

被保険者が出産したときに、申請により世帯主に支給されます。妊娠12週(85日)以降であれば、死産・流産でも支給されます。

申請に必要なもの

- 保険証 ●印かん ●母子健康手帳 ●死産・流産の場合は医師の証明書

■被保険者が亡くなったとき(葬祭費の支給)

被保険者が亡くなったとき、申請により葬祭を行った人(喪主)に支給されます。

申請に必要なもの

- 保険証 ●印かん ●死亡証明書

<問い合わせ先> 生活部 保険年金班 (国民健康保険関係) TEL84-1501
(長寿医療保険関係) TEL84-1513